

職員の同居親族が新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者と判断された場合の休暇等の取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の中で「社会の安定の維持」の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請されており、市役所業務もそれに位置付けられている。

については、本市の行政機能を維持するため、以下の点について対応マニュアルを変更するもの

1 職員の同居親族が濃厚接触者と判断された場合の対応

変更前 職員本人は、濃厚接触者と指定された同居親族が陰性であっても、その同居親族が保健所から健康観察期間として指定された期間と同じ期間、特別休暇を取得する。

変更後 職員本人は原則PCR検査を受検し、その結果「陰性」であれば、出勤する。

2 職員が養育する子の通う保育園や小・中学校等が臨時休園又は臨時休校する場合の対応

次の項目を追加する。

(1)休園閉所等であったとしても、子の世話が不必要、別の親族等が世話をすることができる場合は、出勤することとする。

(2)休園閉所等になった場合、施設において子が濃厚接触者の判断がされないとき

①当該施設で子のPCR検査を実施する場合

→子が陰性であれば、職員は出勤可とする（職員のPCR検査は不要）。

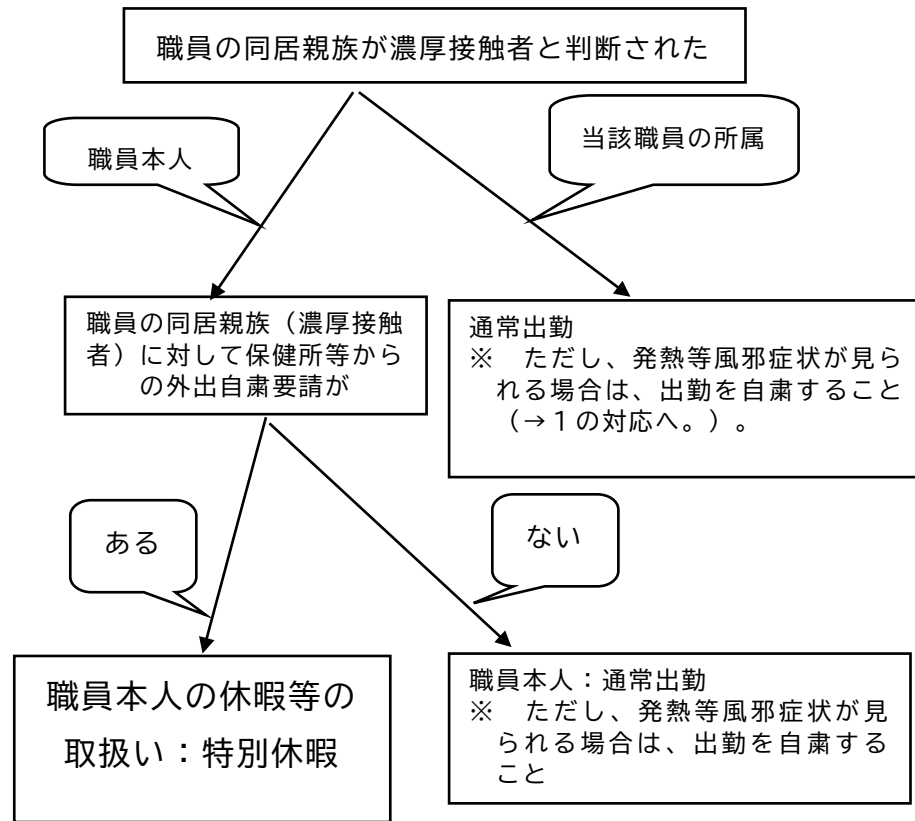
②当該施設で子のPCR検査が実施されない場合

→職員は同居親族全員の健康状態が良好であれば出勤可とする。

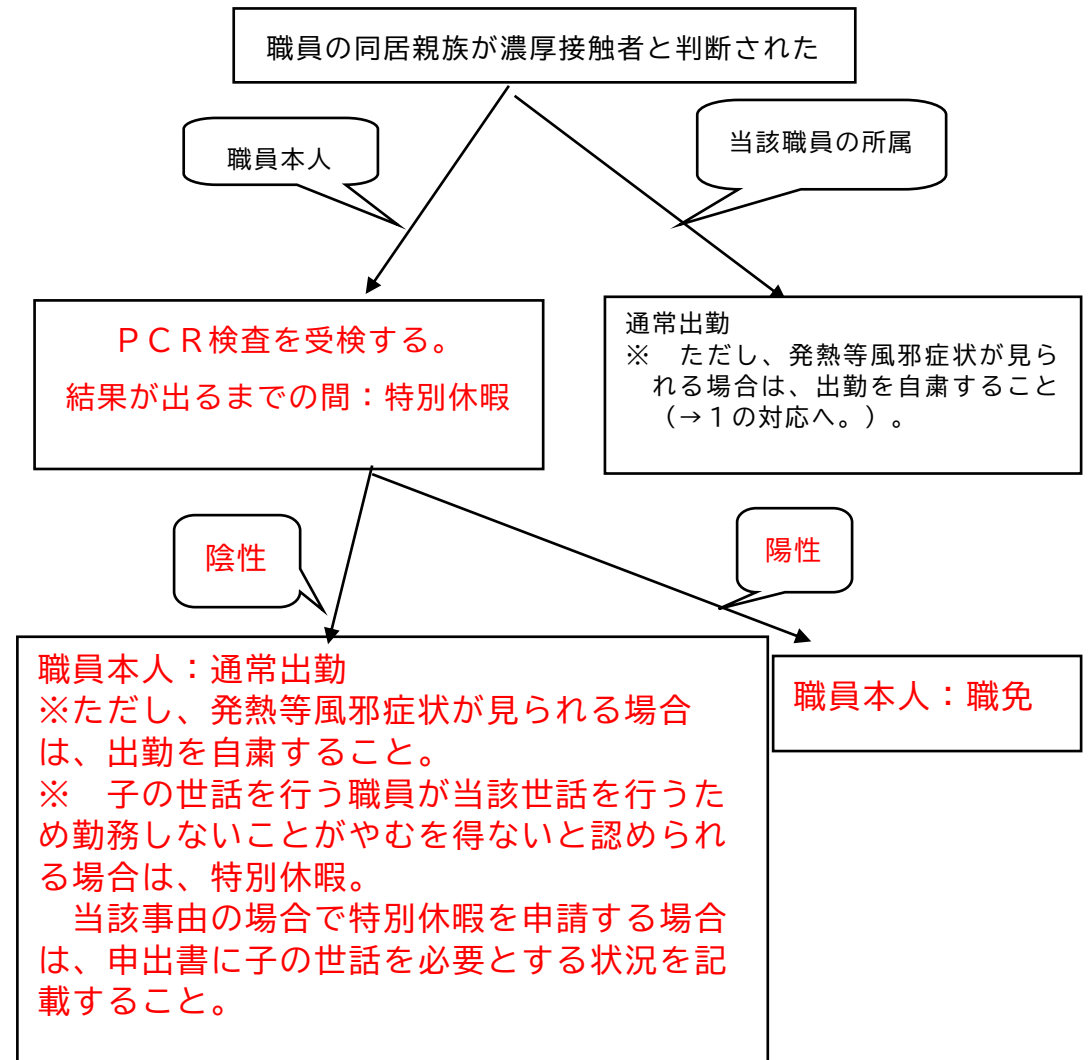
ただし、①の場合、検査の結果が出るまでは特別休暇を取得する。

1 職員の同居親族が濃厚接触者と判断された場合の対応

変更前



変更後



2 職員が養育する子の通う保育園や小・中学校等が臨時休園又は臨時休校する場合の対応

IV その他

1 以下の事由についても、当面の間、適用する。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（会計年度任用職員含む。）

対応：特別休暇（交通遮断休暇）【有給】

申請方法

上記 I－1 と同様。

留意事項

- (1) 当該事由の適用終了日については、国及び県から通知が届き次第、改めて案内する。
- (2) 国及び県からの今後の対応によっては、「新型コロナウイルス感染症の対応に伴う状態等申出書（以下「申出書」という。）」の「1(4)勤務しないことがやむを得なくなった期間」の途中に、特別休暇の扱いが打ち切られる場合があるため、留意すること。
- (3) 総務省の通知により、地方公共団体は医療機関等と同様に緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業所に該当すると位置付けられており、職員が養育する子は保育園や放課後児童保育室等（以下「保育園等」という。）の利用自粛の要請がある場合又は休園や閉所等の場合でも、原則受入可能であるとの連絡を近隣自治体の保育園等所管課から受けている。
- (4) 各職員が保育園等と調整した結果、受入れが不可能であった場合は、特別休暇を取得できる。**休園閉所等していることが分かる通知のコピー**を「新型コロナウイルス感染症の対応に伴う状態等申出書」と一緒に人事課に提出すること。
- (5) 人事課から保育園等に確認することがあるため、**当該申出書に保育園等名を記載**すること。

追加

- (6) 休園閉所等であったとしても、子の世話が不必要又は別の親族等が世話をすることができる場合は、出勤することとする。
- (7) 休園閉所等になった場合、施設において子が濃厚接触者の判断がされないとき
- ① 当該施設で子がPCR検査を実施する場合
→子が陰性であれば、職員は出勤可とする（職員のPCR検査は不要）。
 - ② 当該施設で子のPCR検査が実施されない場合
→職員は同居親族全員の健康状態が良好であれば出勤可とする。
ただし、①の場合、検査の結果が出るまでは特別休暇を取得する。

感染者の発生状況

1 福祉の里

(1) 感染者等の発生状況

給食調理の調理員が感染（調理室は施設1階）

ア 発症日 1月23日（日）

イ 陽性判明日 1月23日（日）

(2) 対応

ア 保健所に確認し、施設利用者、職員については濃厚接触者とは判定しないとのこと

イ ただし、陽性者同じ調理場で勤務していたもう一人の調理員については、受託業者の判断で、10日間の自宅待機

ウ 1月25日（火）の朝、調理設備・器具等を消毒

エ 1月25日（火）以降の給食は、陽性者となった調理員と接触履歴のない者が担当し、提供を継続

オ 1月21日（金）、22日（土）の利用者については、念のため健康観察

市内保育施設等における新型コロナウイルス感染状況（1/11～1/25）

■ 感染者数

1月25日 午後4時30分現在

	園児・児童	保育士・支援員等	累 計
保 育 所 等	25人	15人	40人
放課後児童保育室	33人	2人	35人

■ 施設の対応

保育所及び放課後児童保育室については、まん延防止等重点措置適用期間中の登園自粛の協力依頼をする（登園・登室状況に応じた保育料の還付を行う）こととして、令和4年1月24日付けで通知を送付した。

※ 対象期間：令和4年1月25日（火）から2月13日（日）まで
（今後の感染状況等により、期間を延長する可能性あり。）

■ 臨時休園・休室状況（1/26 現在）

公立保育園 1園

（1月25日に園児1人の陽性が判明したことから、濃厚接触者の特定及び施設の消毒を行うため、1月26日は臨時休園とした。）

放課後児童保育室 1校（5支援単位）

（小学校の臨時休校に伴い、臨時休室とした。）

市立小中学校における新型コロナウイルスへの感染状況（集計期間 1 / 1 1 ~ 1 / 2 5）

○感染者数の推移（合計164名）

日		月		火		水		木		金		土	
				11日	4	12日	4	13日	6	14日	6	15日	7
16日	0	17日	8	18日	3	19日	8	20日	19	21日	15	22日	6
23日	2	24日	66	25日	10								

○学校別感染者数（合計164名）

A校	B校	C校	D校	E校	F校	G校	H校	I校	J校	K校	L校	M校	N校	O校	P校	Q校
8	2	2	17	1	58	13	2	4	2	7	0	2	3	1	0	3
R校	S校	T校	U校	V校	W校											
10	3	6	15	5	0											

○感染者の内訳

児童	118
生徒	38
職員	8

○臨時休業・学級閉鎖（1 / 2 6 現在）

臨時休業（全校）	1校
臨時休業（学年）	3校3学年
学級閉鎖	4校5学級

職員の新型コロナウイルス感染事例

事例 No	陽性判明日	所 属	症状・経過
27	令和4年1月25日(火)	市民生活部 交通防犯課	当該職員は1月23日(日)に発熱と喉の痛みがあったため、同日PCR検査を受けたところ、1月25日(火)に陽性であることが確認されました。 ※職員は、勤務時に常時マスクを着用し、手指消毒を実施していました。
26	令和4年1月22日(土)	こども未来部 保育課第一保育園	当該職員は1月21日(金)に発熱があったため、1月22日(土)に医療機関でPCR検査を受けたところ、同日陽性であることが確認されました。 ※職員は、勤務時に常時マスクを着用し、手指消毒を実施していました。
25	令和4年1月24日(月)	こども未来部 保育課第一保育園	当該職員は1月22日(土)に発熱と咳があったため、同日医療機関でPCR検査を受けたところ、1月24日(月)に陽性であることが確認されました。 ※職員は、勤務時に常時マスクを着用し、手指消毒を実施していました。
24	令和4年1月22日(土)	こども未来部 保育課新座保育園	当該職員は1月21日(金)に発熱があったため、1月22日(土)に医療機関でPCR検査を受けたところ、同日陽性であることが確認されました。 ※職員は、勤務時に常時マスクを着用し、手指消毒を実施していました。